

阿賀野市告示第12号

阿賀野市休日診療業務委託実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年1月26日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市休日診療業務委託実施要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市休日診療業務委託実施要綱（平成18年阿賀野市告示第397号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 休日とは、日曜日をいう。ただし、1月1日が日曜日となる場合には、同日を休日から除くものとする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。